

# 気候変動次期枠組交渉に於けるダーバン ン会合へ向けた資金問題の現状

パナマ会議報告会

2011年10月24日

# 増大し続ける資金ニーズ

## ● 2020年迄に最低でも年間2000億ドル規模の緩和と適応の途上国支援

- ＊ 2013年以降500億ドル／年の追加資金
- ＊ 先進国の削減目標達成に使われるオフセット資金を除いた額
- ＊ 主に公的資金による
- ＊ 厳格な環境・社会・財務基準に基づく国際ガイドラインを設け透明性を確保

## ● 革新的資金源の確保

- ＊ 1割の先進国削減枠（AAU）を競売（\$690億）、京都議定書CDM課徴金の他制度への拡大（\$15億）、国際航空運輸への課徴（\$120億）、国際海運への課徴（\$140億）、国際金融税（FTT）、国連分担金制（Assessed Contributions）等

## ● 先進国による資金拠出が将来枠組みの中で途上国の野心的な温暖化対策を促すに不可欠

## ポストマラケシ（2001年以降）の資金制度

- **地球環境ファシリティ（GEF）4億ドル**

最初の条約下暫定資金メカニズム実施機関。世銀の一部で独自の法人格は持たず。実施機関を経由しての拠出。

- **後発開発途上国基金（LDCF）4億ドル**

- **特別気候変動基金（SCCF）2.18億ドル**

- **適応基金（AF）2.41億ドル**

京都議定書基金、CDM課徴金財源、初のダイレクトアクセス。

※ 2010年度迄の累積額。GEFは第五増資額に基づく気候変動関連の年間無償拠出額

是等の国連気候変動枠組条約、京都議定書外の資金として世界銀行を始めとする多国間開発銀行、二国間基金等がある。世銀の気候投資基金（CIF）は65億ドル相当の拠出誓約を取り付けているが実際の融資拠出額は年1-1.5億ドルに留まっている。

# 資金に係る部分のカンクン合意骨子

- 先進国は2010-2012短期資金 (FSF)として300億ドルを約束

2009年のコペンハーゲン会合前に提案されカンクンで正式合意に組み込まれる  
日本は150億ドル拠出内110億ドルを公的資金賄う

- 長期資金の確保
  - ★ 2020年迄に年間1000億ドル規模とする
  - ★ 既存の制度に加え革新的な資金源の確保を図る
  - ★ グリーン気候基金 (GCF) の設立に合意
  - ★ 常設委員会 (SC) を設け内外の資金メカニズムの整合性を図るとともに先進国の拠出状況を評価

# グリーン気候基金カンクン合意

- 移行委員会設置

先進国15ヶ国途上国25ヶ国の40ヶ国メンバーで基金のアウトラインを作成しCOP17に提出

- 理事会

先進国途上国半数ずつで構成

- 信託機関

暫定的に世銀に委託

- 独立した基金事務局

## 移行委員会 (Transitional Committee)

- 「Transformational」主要国の財務担当者がほぼ委員を占める。南アとノルウェーによる共同議長
- 2011年計4回の会合を持つ。10/17ケープタウン会合でCOP17への報告を纏めるが米（及びサウジアラビア）が合意留保を表明。報告書は委員会で採択されずダーバン会合に送られることになった
- 本文のCOP17への勧告で理事会、事務局設立の開始、実施機関選択のプロセス設立を促す。
- 附属書でグリーン気候基金の制度のアウトラインを添付
  - 当面緩和と適応のウィンドウを設けるところから始める
  - COPとの関係（理事会及び事務局長選出の承認、信託機関選定他）
  - 途上国に於けるGFCの役割
  - National Designated Authority (NDA) の限定された役割
  - 理事会定款の投票手続き（削除）
  - 恒久信託機関選出の手続きに言及せず
  - 途上国機関が直接基金から拠出を受ける事が出来る (Direct Access)
  - 基金自体が法人格を有するか否かは合意に至らず
  - 直接基金から融資等を得られる民間セクターファシリテーターを提案
  - 環境・社会基準や財務基準のガイドライン設置を明記

# パナマ会合に於ける資金論点整理

## ● 常設委員会

- 構成：先進国と途上国での委員割当及びCOP承認の有無
- 制度上の位置付け：補助機関（SB）とするか、COPへ直接報告するか否か。助言機関か実施機関か(advise/coordinate)
- 新規資金源確保
- 民間資金活用
- 先進国資金拠出義務履行状況の報告（資金MRV手法の準備含）

## ● 長期資金

- 議論すること自体への米の強い反対
- 公的資金の役割
- GDPベースの拠出負担（国連分担金の例）
- 約束された1000億ドルの主要な部分をグリーン気候基金が担う
- 長期資金への途上国によるダイレクトアクセスの担保
- 今後の作業計画の策定

## ダーバン会合の予想される主要議論

- 京都議定書の将来
- 条約下の交渉作業部会（LCA）
  - ＊ LCA交渉継続のマンデートと最終的な法的帰結の形
  - ＊ 先進国及び途上国緩和の国際報告制度（MRV）
- アフリカCOP、資金交渉が再度表舞台へ
  - ＊ グリーン気候基金の本格的な立ち上げ
    - 先進国の一部から資金へのコミットメントの表明、追加？

# 有り難う御座いました

国際環境NGO FoE JAPAN 顧問

小野寺ゆうり

[www.foejapan.org](http://www.foejapan.org)